

2026 年度大同大学同窓会創立 60 周年記念奨学生
第 3 期生募集要項



1. 目的

大同大学同窓会（以下「本会」という。）の目的である「会員相互の和親の向上を図り、大同大学（以下「大学」という。）の発展に寄与すること」ができる若手人材の育成を目的として、学業支援のための奨学金を支給する。

2. 支給金額

- ①大同大学大学院修士課程（以下「大学院」という。）年間授業料および施設設備費の全額
- ②奨学金は給付とし、給付期間は最短修業年限とする。ただし、後述の奨学金の停止、返還に該当する場合を除く。
- ③給付に伴う税金等にかかる費用は受給者の負担とする。

3. 奨学生採用予定者数

2名以内

4. 応募資格

以下の条件をすべて満たす 2026 年 4 月大学院修士課程進学予定者

- ①本会の活動に積極的に参画できる者
- ②大学院前期入学試験の合格者、もしくは大学院後期入学試験の受験予定者※1
※1) 後期入学試験受験予定者については、入学試験の結果を大学より情報提供を受け、不合格と判明した時点で応募辞退として扱います。
- ③大学院修士課程入学時特別奨学生（第 1 種および第 2 種）として採用されていない者※2
※2) 入学時特別奨学生試験の結果については大学より情報提供を受け、種別にかかわらず合格（採用）が承認された時点で応募辞退として扱います。
- ④本会の入会金および終身会費を納付済みの者

5. 他の奨学金等との併給

大学および日本学生支援機構等、他の法人・団体等からの奨学金の併給は可とする。

ただし、前述の大学院修士課程入学時特別奨学金との併給は不可とする。

6. 選考料

無料

7. 応募方法

所定の書類を募集期間内に提出しなければならない。

8. 提出書類（一次選考出願時）

- ①履歴書（指定様式）
- ②自己推薦状（指定様式）
- ③選考結果返送用レターパックライト（宛先住所・氏名等記載）

注 1) 提出書類は、理由の如何を問わず返却はしない。

注 2) 提出書類に記載された情報は本会個人情報保護に関する規程に基づき、奨学生の選考に
関してのみ使用する。

注 3) 上記①②の指定様式は <https://www.gobys-net.com/category/scholarship/> よりダウンロードすること。自筆は不可。レイアウト等は変更せず入力すること。自己推薦書は片面印刷とし、提出時はクリップで纏めること。

注 4) 上記③のレターパックライトは郵便局で購入し、二つ折りにして封入すること。



9. 応募期間

2026年2月4日（水）～2月25日（水）

10. 提出先

〒457-8530 名古屋市南区滝春町 10-3 大同大学同窓会事務局 宛

- 注1) 角2封筒で簡易書留にて郵送
- 注2) 締切日当日必着のこと
- 注3) 提出書類の持ち込みは不可

11. 選考方法および選考日程

選考方法	選考日時	結果通知
一次選考	書類審査	3月16日（月）郵送
二次選考	面接 3月22日（日）午前10:00～	3月25日（水）郵送

- 注1) 学部の成績評価は、選考には加味しません。（成績証明書の提供も不要です。）
- 注2) 選考結果について、電話・メール等での問い合わせには対応しない。
- 注3) 選考結果は全応募者に通知する。
- 注4) 二次選考の会場は、一次選考結果送付時に通知する。
- 注5) 一次選考および二次選考を辞退する場合は速やかに本会事務局に連絡しなければならない。

12. 提出書類（採用決定後）

奨学生として採用された者は、以下の書類を指定日までに提出しなければならない。

- ①誓約書
- ②奨学金振込先個人口座届出書
- ③初年次前期授業料等納付書（COPY可）

13. 奨学生の辞退

奨学生の採用を辞退する場合は、書面にて提出しなければならない。

14. 奨学生の期間

自 2026年4月

至 2028年3月

15. 支給の方法

奨学金は、前期分は2月末日、後期分は8月末日に指定された個人口座に授業料等納付書に記載の金額（授業料および施設設備費の全額）を振り込む。

ただし、奨学生採用初年度の前期分については奨学生認定式（5月末開催）後に指定された個人口座に振り込む。

16. 奨学生の義務

- ①代表委員への就任（代表委員としての職務を遂行）
 - 代表委員として本会総会および代表委員会への参加
- ②本会活動の支援
 - ・執行委員との意見交換会への参加
 - ・支援組織総会等への参加
- ③奨学生認定式への参加
 - 本会総会の席上にて、奨学生認定式を執り行う。
- ④各種届出
 - ・氏名、住所その他届出している事項の変更
 - ・休学する場合
 - ・停学または退学その他の処分を受けた場合

17. 奨学金の給付停止

- 奨学生に以下の事由が生じた場合は、奨学金の給付を停止する。
- ①休学、停学、退学および除籍となった場合
 - ②長期にわたり大同大学の授業および研究等に出席しない場合
 - ③学業成績が不振と判断される場合
 - ④素行が著しく不良となった場合
 - ⑤本人から書面での申し出があった場合
 - ⑥給付の停止を本会が判断した場合

18. 奨学金の返還

本奨学金は、原則返還を要しない。

ただし、奨学生に以下のいずれかに該当する事由が生じた場合は、奨学生に状況を確認したうえで奨学生選考委員会において審議し、奨学生の資格を取り消し、給付した奨学金の全額または一部の返還を請求することができる。

- ①奨学生の義務を全うしない場合
- ②奨学金の停止事項に該当する場合
- ③虚偽の申告その他不正な手段によって給付を受けたことが明らかになった場合
- ④その他奨学生として相応しくないと本会が判断した場合

19. 問い合わせ

本会事務局（E棟2階）

電話： 0120-531-023

E-mail： office@gobys-net.com

対応時間

月・水・金曜日（祝日を除く） 9:00～15:00